

令和8年第3回川場村議会定例会会議録第1号

令和8年6月5日（金曜日）

議事日程 第1号

令和8年6月5日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番・4番）
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 一般質問
 - 日程第 5 議案第27号 川場村行政手続条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 6 議案第28号 川場村火入れに関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第29号 川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 8 議案第30号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 9 議案第31号 令和8年度川場村一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第10 議案第32号 令和8年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9人）

1 番	栗 原 達 也 君	2 番	千木良 澄 夫 君
3 番		4 番	角 田 文 雄 君
5 番	津久井 俊 雄 君	6 番	宮 内 好 美 君
7 番	丸 山 敏 雄 君	8 番	細 谷 市 衛 君
9 番	黒 田 まり子 君	10 番	小 菅 秋 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	角 田 圭 一 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	小 林 巧 君
住 民 課 長	戸 部 俊 明 君	健康福祉課長	布 施 伸一郎 君
むらづくり振興課長	小 菅 喜 仁 君	田園整備課長	石 田 信 幸 君
教育委員会事務局長	安 藤 秀 昭 君	会 計 管 理 者	齊 藤 直 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和8年第3回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 皆さん、おはようございます。

定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和8年第3回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、条例の一部改正案をはじめ一般会計補正予算案などの議案の提出が予定されておりますが、議員各位には慎重審議、適切な議会運営に努められますことをご期待申し上げるとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 改めまして、皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第3回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

中東情勢は、2026年2月以降のアメリカ、イスラエルとイランの武力衝突を中心とするイラン戦争により緊迫が続き、ホルムズ海峡の封鎖や原油高騰を通じて世界経済、特に日本の物価や物流にも深刻な影響を与えている状況であります。日本での物価高騰は、エネルギー・原材料価格の上昇と急激な円安による輸入コスト増が主因で、賃金の伸びが追いつかず家計を圧迫している状況です。特に食品や光熱費、ガソリン、住宅関連費の上昇が大きく、政府や企業は賃上げや補助、価格転嫁などで対応を進めている報道を目にいたしております。

冬の降雪が少なかった影響で水不足が心配されておりましたが、村内の田植はほぼ終わりに近づき、安堵しているところであります。

去る5月20日に、田園プラザ内の水田で川場学園5年生による田植祭が開催されました。天候に恵まれ、伝統の衣装に身を包んだ児童による田植祭の再現に、報道関係者や多くの一般の見学者が訪れ、川場村の春の風物詩として定着しております。舞台となる田んぼの管理や当日の子供たちの準備、田植の補助や指導、あるいは田植え式唄の披露など、田植祭開催に当たりまして関係団体の皆様にご尽力をいただき、感謝申し上げます次第でございます。

また、5月30日には、村の活性化に取り組む若者グループ「縁人～enjinn～」による田んぼアートの田植イベントが開催されました。スカイビュートレイルのゴールの図柄で、7月から8月に

かけて見頃となり、観光客の目を楽しませてくれるものと思います。また、秋の収穫が楽しみであり、豊作を願うところでもあります。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の一部改正4件、補正予算案2件、人事案件2件、承認2件、報告2件の合わせて12件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前9時05分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第3回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において2番千木良議員、4番角田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月12日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る5月20日、利根郡町村議会議長会の総会が開催され、役員の改選が行われました。お手元に配付してある総会結果のとおり、会長に私が選任され、副会長に片品村の高山悦夫議長が選任されました。また、監事には、みなかみ町の小林 洋議長と昭和村の永井一行議長が選任されました。

5月25日、群馬県市町村会館において、群馬県町村議会議長会の臨時総会及び町村議会議長・事

務局長研修会が開催され、出席いたしました。

臨時総会においては、会長、副会長、監事が補欠選任されました。お手元に配付してある選任結果のとおり、会長には中之条町の安原賢一議長が、副会長には上野村の松本平吉議長と吉岡町の富岡大志議長が、監事には東吾妻町の高橋 弘議長とみなかみ町的小林 洋議長が選任されました。

また、研修会では、「議会におけるハラスメント防止」と題して、株式会社キャリア支援公務員研修センター代表高嶋直人氏の講義を拝聴しました。大変勉強になる講義であり、有意義な研修となりました。

5月26日、全国町村議会議長会による令和8年度町村議会議長・副議長研修会が、東京都千代田区、東京国際フォーラムで開催され、出席してまいりました。研修会のテーマは「地方創生の先行き」「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」「男女共同参画で地域を元気に」「女性模擬議会の取組」と、いずれの講義もすばらしいもので、今後の議会活動の参考となる講義でした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 2番千木良澄夫です。

通告により質問をさせていただきます。

緑豊かな農村景観の保全について伺います。

村内の田んぼもほとんど田植が終わり、張られた水に周囲の緑の山々を鏡のように美しく映し出す様子はまさに日本の原風景であります。村内の田園風景や緑、花木は、農村景観の向上だけでなく、本村を訪れる観光客の目を楽しませてくれるとともに、地域住民の心の安らぎや地域への愛着醸成など、多くの効果をもたらすものです。

農村の美しい景観を保全するには、自然の維持だけではなく、農業の継続、地域コミュニティの維持、都市住民との交流など多角的な取組が必要であります。村内を走る2本の県道や村道の道路沿いや空きスペース、公共施設周辺など花と緑を生かせる空間が多く点在し、これらを地域づくりや農村景観の保全につなげていくことは重要なことであります。

そこで、花いっぱい運動や河川的环境美化などの緑化対策について、現状と今後の取組を伺います。

また、高齢化が進む中、参加団体や地域の広がりについての現状と今後の課題をどのように捉えているのか伺います。

よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、花いっぱい運動や河川の環境美化などの緑化対策について、現状と今後の取組についてでございますが、花いっぱい運動は、村内で花植え活動をする３人以上のグループに対し、経費の２分の１以内で上限１万円の助成金を支払っております。令和７年度実績につきましては、３件ございました。また、川場村老人クラブ連合会が主体で、門前、谷地、川場湯原、中野、萩室の各地区の老人クラブの皆様にサルビアやマリーゴールドを植花していただいております、村は苗代を支払っております。

今後といたしましては、助成金制度においては、申請数をもう少し増やしていきたいと考えておりますので、制度の周知を図ってまいりたいと思います。老人クラブの活動につきましても、引き続きご協力をいただきたいと考えております。

河川につきましては、河川内区域は所管が沼田土木事務所でございますので、地元の皆様が活動できる河川保護区域において、河川愛護運動期間内に草刈り等ご尽力をいただいております。

また、多面的機能支払交付金・中山間直接支払交付金といった日本型直接支払交付金事業において、全ての行政区が参加されております。全世帯が構成員となり、草刈り、花の植栽、荒廃農地の防止などに尽力をいただいております、さらに活動の広報と啓発に努めていただいておりますことを心より感謝を申し上げます。ほかにも、門前まちづくり委員会の活動、富士山地区のワサワサの活動などが挙げられます。

そして、川場村の田園風景は、春先に水を張った田んぼが、夏には緑色、秋には黄金色のじゅうたんを敷き詰めたような美しい景色となり、村内外から高い評価を受けております。そのような風景を保全することで、農業振興の強化や観光客の増加につながっていくと考えております。そのためには、農業分野においても、担い手の確保や耕作放棄地対策にもより一層取り組んでいく所存でございます。

今後の課題といたしましては、高齢化が進む中で、参加者の減少による活動の停滞化が懸念されます。実際、生品地区においては老人クラブが廃止となり、多面的機能支払活動における花の植栽は老人クラブから婦人会の皆様をお願いすることになったことを承知をしております。高齢化により、構成員が減少し、将来の人材不足が懸念されますが、東京農業大学の学生をはじめとする関係者と共同で作業される門前まちづくり委員会であったり、主に都市部からの参加者を募り、棚田の保全に力を入れるワサワサなど村民以外の方との協働作業を推進することは、団体の活動継続にとって大変効果的なことだと思います。関係人口の増加は課題解決の糸口になると考えておりますので、川場村を愛してくれる村外からの方々の協力をさらに得られるようにしていきたいと思っております。

また、川場村役場職員につきましては、毎月２０日に、毎月のテーマを決めてボランティアで村内の清掃、草刈りをしております。議員各位におかれましても、かつて議員主体によるボランティア作

業をしていただいた経緯がございますので、引き続きお願いできれば大変ありがたいと思っております。

いずれにいたしましても、農村景観保全のための支援は惜しまないので、今後の取組について特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

花いっぱい運動につきましては、7年で3件と少ないようでございます。今後どのように増やしていくのか、PR方法などをお伺いしたいと思います。

また、平成27年から令和6年度までの第4次総合計画の中で、各地区に景観クラブなど景観保全を考える、また任意団体の設置を検討するとございましたが、その評価についてお伺いをしたいと思います。

それと、令和7年度からの第5次総合計画、この中で、休耕地の植栽や観光客へ訴求するような花木の整備、間伐後の植樹は広葉樹を取り入れると、季節の景観を高めると、このようにございますが、1年経過して具体的にどのようなことを行ったか、そして今後どのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良議員の再質問にお答え申し上げます。

花いっぱい運動のほうの、3件ということですので、そういった活動につきましては、また広報等、各団体におきましておつなぎをして広げていければと思っております。

また、計画等の実績等はこの後担当課長のほうから説明をさせますが、なかなかですね、広葉樹等もこれからということですが、今年については、桜の会から川場村におきまして100本の桜の寄附がございました。これにつきましては、田園プラザのほうにその苗を提供して、街路樹として田園プラザが春に植栽をしたところでありまして、今、林業関係、また農業関係、環境関係、いろいろなところで苗木等、緑の緑化事業等もございますので、そういったところに広葉樹等の苗木の配付について村のほうから要請をしているところでありまして、そういった実績が実れば、各地区、要望のあるところにお配りをして広葉樹も増やしていきたいということでありまして、特に最近では松枯れによって山々も赤くなったり、そのほかに、最近ではナラ枯れ病といいまして、ナラの木、栗の木等も、東北、北陸等からの枯れた実績が三国を越えて、今現在、川場のほうにも入っている状況でありますので、熊対策も含めるとやっぱりそういった広葉樹等もできるだけ推進をして植栽をするということも有効かなと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 戸部俊明君発言〕

○住民課長（戸部俊明君） お答えいたします。

まず、花いっぱい運動の令和7年度実績は3件でございました。こちらを推進していきたいと思っておりますが、現在、広報かわばの6月号で既に周知させていただき、今年度も既に申請は来ております。

ただ、3件ですからもう少し増やしていきたいというふうに思いますので、川場村花いっぱい運動助成金制度をより多くの村民の方に知っていただくためには、従来の広報かわばだけではなく、回覧や川場村の公式LINE、Instagram等のSNSで募集をかけるなどして対策を講じていきたいと思っております。

続きまして、第4次総合計画についての評価でございますが、先ほど村長の答弁にもありましており、環境保全に取り組む任意団体が全ての行政区で設置されており、景観保全活動に取り組んでいただいております。団体数、実績からしても、第4次総合計画で掲げられた目標は達成されているものではないかと考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

村長から広葉樹を増やしていきたいというようなお話でございました。山林の緩衝帯の整備といいますが、それらも今年度進めていると思いますが、やはり人家なり道路から見える場所に広葉樹を増やしていくということは大切なことかなと思います。この点につきましてももう少し詳しくお話を伺いたしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 今、緩衝帯の整備は、税事業、それから熊対策等で、沿線におけるやはり熊が生息するところと人間が生活するところの間をしっかりと整備をするというのが整備事業でありまして、そこについては、全伐、全部切る事業でありませんので、要するに山の中が見える、山から里が見えるような状況でありますので、切ったところに広葉樹はなかなか植えられないというところがありますが、景観を考えると緩衝帯のまた別のところで植えていくのがいいかなと思っております。

そのほかに、今、森林組合においても、杉、カラマツ等の成木の伐採が行われておりますが、そこにおいては、場所によっては今広葉樹を植えるというような事業も展開をしておりますので、いろいろ補助制度を利用してやっていくことが必要かなと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

先ほど戸部課長のほうから説明がございましたが、今月の広報で、花いっぱい運動、令和8年度の募集も行ったということですので、ぜひとも千木良議員を先頭に議員の皆さんもその団体に参加をしていただいて、花いっぱい運動の団体に参加をしていただければと思っておりますので、付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

川場村の豊かな自然環境や景観は大きな財産でございます。これらの施策を進めるには、多額のお金を必要とせず効果が発揮できる活動もございます。人のつながりを生かしながら積極的に取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で2番千木良議員の質問は終わりました。

次に、9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

ネット社会における住民の安心・安全を支えるメディアリテラシー教育について伺います。

近年、インターネットやSNSの普及により、私たちの生活は大きく変わりました。情報を瞬時に得られる便利な時代になった一方で、フェイクニュースや誹謗中傷、特殊詐欺、個人情報流出など新たな課題も顕在化しております。

メディアリテラシーとは、情報を受け取る力だけではなく「正しく判断し、主体的に活用し、責任持って発信する力」を育てるものです。これは学校教育においても行政運営においても重要ではないでしょうか。そこで、以下について伺います。

1、学校教育におけるメディアリテラシー教育の現状と今後の取組について。

2、地域全体のメディアリテラシー向上策として、高齢者や保護者を含め、地域全体の情報活用力向上に向けた取組はどのように進めるおつもりなのでしょうか。

また、3つ目です。災害時を含め、正確で迅速な情報を住民に届ける体制はどのように整備していくのか、行政の情報発信力強化について伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答え申し上げます。

学校教育におけるメディアリテラシー教育の現状と今後の取組についてですが、高度情報化社会が急速に進展する中、子供たちが膨大な情報の中から必要な情報を適切に選択し、その真偽を見極めな

がら、安全かつ主体的に活用する力、いわゆるメディアリテラシーを身につけることは、極めて重要であると認識をしております。

現在、川場学園におきましては、前期課程の段階からタブレット端末に親しみ、基本的な操作技能とともに、情報モラルについて計画的に学習をしております。具体的には、他者を傷つけるような書き込みをしないことや個人情報を安易に公開しないことなど、発達段階に応じた指導を行っております。また、高学年から後期課程にかけては、インターネット上の情報を比較・検討し、その信頼性を考察する学習を進めるとともに、SNS利用に伴うトラブル防止や、生成AIを含むデジタル技術への理解を深める取組も行っております。さらに、各教科等の学習を通して、情報をうのみにせず多面的・批判的に考える力や、自ら発信する情報に責任を持つ態度の育成にも努めております。加えて、外部講師や関係機関と連携し、実践的なメディアリテラシー教育の充実を図っているところであります。

一方で、子供たちのメディア利用は家庭生活と密接に関わっていることから、学園だけではなく、家庭との連携も重要であると考えております。このため、学園とPTAが連携して作成した「川場学園PTA SNSの基本ルール」を全家庭に配布し、SNS利用に潜む危険性や適切な利用方法について周知をしております。また、各家庭において、親子で具体的な利用ルールを話し合い、家庭内に掲示して継続的に意識づけが図れるよう工夫もしております。

今後につきましても、保護者への情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連携を一層深めながら、義務教育学校の特性を生かした、9年間を通した系統的・段階的なメディアリテラシー教育の充実にも努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者や保護者を含め、地域全体の情報活用力向上に向けた取組をどのように進めるかについてであります。情報化が急速に進展する中、インターネットやSNSを安全かつ適切に活用する力は、子供たちはもとより、高齢者を含む地域住民にとっても極めて重要なものとなっております。特に近年は、特殊詐欺や偽情報の拡散、インターネット上での人権侵害などの課題も顕在化しており、地域全体でメディアリテラシーへの理解を深めていく必要があると認識をしております。

このため、学園におけるICT活用教育やメディアリテラシー教育を基盤としながら、保護者への情報提供や啓発活動を進めるとともに、関係部署や関係機関と連携し、幅広い世代を対象とした学習機会の充実に取り組んでおります。

具体的な取組といたしましては、教育委員会主催の学遊塾において、専門家を招き、スマートフォンの活用方法やSNS等でのトラブル被害の防止に関する講座を実施してまいりました。また、今年度はインターネット上の人権侵害をテーマとした講座の開催も予定をしております。

さらに、3月に開催しております川場村文化講演会におきましても、人権教育の重要性や情報社会における他者への配慮などに触れていただくよう講師に依頼をしており、地域住民の意識啓発に取り組んでいるところであります。

高齢者につきましては、民生委員さんが開催する地区サロンにおいて、川場駐在所の入沢所長にご協力をいただき、特殊詐欺被害防止のお話をしていただくとともに、国際電話番号から電話がかかってこなくなる手続を代行していただいたりもしております。

情報を正しく判断し、安全に活用できるようになることは大変重要ですが、不要な情報等を手元に届かないようにする対策も有効であると思います。

次に、災害時を含め、正確で迅速な情報を住民に届ける体制をどのように整備していくのか、行政の情報発信力強化についてですが、現在一番の主力となっております防災行政無線システムが12年目となり、入替えの時期となっております。最新の情報伝達を備えたシステムを検討してまいりたいと思っております。現在、本村において活用しております情報発信方法は、防災行政無線の放送及びメール配信や村公式LINEの配信の3つのツールを同時に活用しております。災害が発生した場合に、住民の方々に迅速な防災行政無線の放送に心がけておりますが、村公式LINEの参加を再周知するなどして情報提供体制を強化してまいります。

今年3月7日に、災害時の迅速な対応につなげようと、職員全員で防災訓練を実施いたしました。地震を想定し、職員が村内全戸を訪問し、安否確認をし救援物資を配布いたしました。今後も防災訓練を定期的の実施してまいりたいと思っております。

今後につきましても、誰もが安心してデジタル社会に参加できるよう、地域全体の情報活用能力の向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、黒田まり子議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。

再質問なんですけれども、学園での取組なんですけれども、どうしても家庭によっての差が出てしまうのかと思っていて、その点を大変心配しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 家庭による差が出てしまうという点につきましては、議員ご指摘のとおりだと思います。この点についてはなかなか難しい点がございしますが、学校では、「我が家の具体的な約束」という、先ほど村長のほうで答弁の中で触れていただきましたが、PTA総会でPTA本部からSNSの基本ルールというのを配りまして、それを家庭でいろいろチェックしたり、それから「我が家の具体的な約束」の欄に各家庭で記入してもらいまして、それを学校で一旦回収をいたします。そこで具体的なルール等が記入されているかどうかを確認して、必要があれば、もう少しここは詳しく具体的に書かれてはどうですかというような指導をしていると聞いております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 9 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） ありがとうございます。

家庭の差もあるし、子供たちの知識も差があるので、そこからこぼれ落ちるようなことをどうフォローしていくかというのがこれから大切だと思っております。

もう一つ再質問なんですけれども、高齢者や保護者向けのメディアリテラシーの講座というか、勉強会などを各さっきの学遊塾とかあと地域のサロンなどでやっているんですけれども、そこも一過性にならないで、継続的にそういう情報はちゃんと伝わっているかというのを確認しながら、年に1回、2回じゃなくて定期的に発信していくようなことも必要だと思います。知識がある講師の確保や住民ニーズに応じた分かりやすい講座を構成して、またそれを講座だけでなく紙媒体によって周知することも有効だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 例えば教育委員会で担当しております学遊塾ですが、参加者もなかなか、毎年固定されておまして、もう少しこう、メディアリテラシーといいましょうか、今この時代に合った、情報をどうやって真偽を見極めたり取捨選択したりしていくかというようなことについて、まず募集する段階でできるだけ広く呼びかけていく等、そしてできるだけ参加者を増やしていくというようなことが必要かと思えます。

また、できれば回数も増やしていきたいところではございますが、ほかにもそれだけではなくいろんなことを企画しておりますので、なかなかできないんですが、例えば、その中で、メディアリテラシーに関わる講座の内容をですね、こんなことをみんなで学習しましたというようなことを、例えば今考えられるのは、広報かわばの中に、過日、学遊塾でこういう学習会を行って、こういうことが話題になりまして、こういうことが勉強になりましたというようなことを広報していくというようなことも一つの手かなとは考えておりますが、今後少し検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 9 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） ありがとうございます。

A I の普及がどんどん加速する中で、行政機関、教育機関、民間関係なく、ネットを介したそういう脅威というのが迫っていると感じております。情報は、道路や水道と同じく、住民の暮らしを支える社会インフラと考えたほうがよいと思います。その情報を守り、正しく届け、生かす力を育てることは、これからの行政の正しい、また重要な責務ではないかと思っております。メディアリテラシー

教育がさらに進んでいきますように期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で9番黒田議員の質問は終わりました。

次に、6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告によりまして質問をさせていただきます。

教育委員会におきましては、日頃、教育の充実と教育行政の推進に当たりまして大変ご尽力いただいておりますことにまずもって御礼申し上げ、本日、私の教育行政についての質問をさせていただきます。

近年、情報化社会で情報が氾濫しているその中で、情報の送受信という観点から2つの質問をさせていただきます。

まず、1点でございますけれども、学園では、「つながり」という広報といいですかね、これが各戸に配布されて、学園の行事ですとか事業ですとかいろいろなことを村民が知る一つの情報となっております。

つきましては、川場村では、川場村教育委員会といたしまして「川場の教育」というのが第52集をもって最終刊となりました。この「川場の教育」には、教育行政方針や、小中学校をはじめ教育行政に関係する幼稚園や生涯学習と幅広く連携した成果や課題などが丁寧に紹介されていました。その紹介されたものも最終刊となって廃刊となったわけですが、その後、川場村教育委員会が村の教育行政の取組や成果の公表をどのように考えておるのか、これを1つお伺いしたいと思います。

2つ目は、今度は受信だと思うんですが、本年5月に栃木県において少年による強盗殺人事件という痛ましい事件が発生したことは周知のとおりですが、警察庁によると、昨年の強盗の摘発人数のうち20歳未満は4割近い116人だったそうです。しかも、SNSの交流サイトの「闇バイト」で集められた青少年が匿名・流動型犯罪グループなどに関与しているとのこと。

近年、利便性からスマホは手放せない状況にありますが、その陰で危険な犯罪の甘いわなも潜んでいます。教育委員会では、学園生のスマホの保有率などの実態調査を実施したことがあるのかどうかお伺いします。

また、あってはならない、このような事件に巻き込まれないような啓蒙などの対策はどのように行っているのかお伺いします。

なお、義務教育課程を修了した未成年の健全育成についても、どのように未然に犯罪に巻き込まれないような啓蒙啓発をしているのか、併せてお伺いいたします。

なお、先ほどの黒田議員の質問もリテラシーの関係で、もし答弁に重複するようなところがあれば、それは割愛されて結構でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 宮内好美議員の一般質問にお答えを申し上げます。

「川場の教育」が第52集をもって最終刊となった後、川場村教育委員会として教育行政の取組や成果の公表をどのように考えているのかについてですが、議員ご指摘のとおり、「川場の教育」は本村教育の歩みそのものであり、先人の努力と教育への情熱が刻まれた貴重な記録であると考えております。刊行は終了いたしました、その根底にある「児童生徒の学力向上と望ましい人間形成を目指し、全教職員と教育委員会が一丸となって、よりよい教育を求めて学び続ける」という精神は、今後とも大切に受け継いでまいりたいと考えております。

今後は、毎年発行しております「教育要覧」及び川場学園や教育委員会のホームページ等を活用し、それぞれの媒体の特性を生かしながら、教育行政方針や各種事業の取組内容及びその成果について継続的な情報発信に努めてまいります。また、これまで蓄積されてきた教育実績や研究成果、さらには今後新たに生み出される実践や成果につきましても、適切に記録・保存するとともに、その活用を図り、本村の貴重な教育資産として次世代へ引き継いでまいりたいと考えております。

なお、川場村教育研究会につきましては、新たな体制の下で活動を継続し、今後も、川場学園とかわば森のこども園との連携を深めながら、本村教育のさらなる充実に取り組んでいくことが確認されております。

続きまして、スマホは利便性から手放せない状況にあるが、その陰で危険な犯罪の甘いわなも潜んでいる中で、学園生のスマホ保有率などの実態調査を実施したことはあるのかについてでございますが、教育委員会といたしましては、現在のところ、スマートフォンの保有率等に関する独自の実態調査は実施しておりません。しかしながら、学園における日常的な状況把握や全国的な調査結果等を踏まえ、多くの児童生徒がインターネットやSNSに接する環境にあるものと考えております。

このため、学園におきましては、児童生徒がスマートフォンやSNSを利用することを前提として、情報モラル教育の充実に努めているところでございます。

次に、あってはならない、このような事件に巻き込まれないような啓発などの対策はどのように行っているのかについてでございますが、近年、議員ご指摘のとおり、SNSやインターネットを通じて、子供たちが知らないうちに犯罪へ加担させられたり、犯罪被害に巻き込まれたりする事案が全国的に発生しております。大変憂慮すべき状況であると認識しております。

このため、道徳教育や生徒指導の中で、インターネット利用に潜む危険性や適切な利用方法について、児童生徒の発達段階に応じて繰り返し指導を行っているところでございます。

例えば具体的には、高額報酬をうたう誘いには安易に応じないこと、見知らぬ相手とのやり取りには危険が伴うこと、個人情報や安易に発信しないこと、不安やトラブルを抱えた際には、一人で抱え込まず、保護者や学校、周囲の大人に必ず相談することなどについてでございます。

また、警察や関係機関と連携した非行防止教室や講話等も実施し、実例も交えながら、犯罪への加担や被害の危険性について理解を深める取組を進めているところでございます。

先ほどの村長の答弁にもありましたように、触れていただきましたが、保護者に対しましても、スマートフォンやSNS利用等に関する家庭内ルールづくりの資料の全家庭への配布だとか、フィルタリング機能の活用あるいは日頃からの声かけ・見守りの重要性などについて、学園便りや保護者会等を通じて啓発を行っているところであります。

次に、義務教育学校を修了した未成年の健全育成についても、どのように未然に犯罪に巻き込まれないよう啓発しているのかについてですが、義務教育課程修了後の未成年者につきましては、高等学校への進学や就労など活動の場が広がることから、教育委員会による直接的な働きかけには一定の限界があると考えております。そのため、家庭や地域、高等学校、関係機関等と危機意識を共有しながら連携を図り、青少年育成推進員による巡回パトロールや声かけ、資料「青少推かわば」などの広報紙の各戸回覧などを通じて、非行防止及び犯罪被害防止に向けた啓発活動を行っております。

義務教育課程修了後は直接的な指導が難しくなるという現実を踏まえると、義務教育学校の特色を生かした9年間の一貫した教育の中で、子供たちがSNS等に起因する犯罪やトラブルを自らの問題として捉え、自ら考え、判断し、適切に行動する力の基盤をしっかりと育んでいくことがますます重要になってくるものと考えております。

議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、宮内好美議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ご答弁ありがとうございました。

ご説明いただいた中身でちょっと伺いたいんですけども、川場村は教育立村と言われて、給食も早くから取り入れられて、自負する教育に傾注してきたわけですね。その教育立村として、やはり今後子供たちに不幸な事件事故があってはならないというふうに思います。SNSの取組については、先ほど来話を伺って、黒田議員の中の説明でもよく分かりました。そのところについては一旦ご理解をさせていただきます。

次に、義務教育課程を修了した人たちの対応と申しますか、なかなか村の教育では高校教育に移り変わった人たちとの交流というのは持ちづらいと思うんですけども、かつては生涯学習の観点から高校生を募集してスキーをやったり、春、餅つきをやったりみたいな、そういう生涯学習の一環で、教育と言っていいのかわかりませんが、親交を深めながら、そういう中で一つの教育テーマを持ってやるということもあったので、今後そういう取組について、現時点ではないというんですけれども、そういうような前向きな事業について計画があるのかどうかお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 義務教育課程修了後の、特に高校へ進学もしくは就労している若者たちに対してどのように働きかけていく計画があるのかというお話でございますが、現在、1つは、村の学習館をつくっていただいて、あそこに月曜日から火曜日までは朝10時から夕方6時まで、そして水、木、金が10時から夜の9時まで、そして土曜日、日曜日がやはり10時から6時までということで自由に学習等に使えることになっておりますが、開館以来、1日平均、今のところ8人ぐらいを記録しております。若干少しずつ減ってはきておりますが、様子を見ますと、特に中間テストだとか期末テストの前になりますと高校生が相当数来ておりまして、人口2,900のところで1日平均で8人というのは非常に、この中には川場学園の前期課程、後期課程の子供たちも来ておりますけれども、そういった学習の場を提供しているということも大きな対策の一つかなんて思っております。

それと、今、これからできるだけそういった人たちを巻き込んだ事業とかできないかというようなご指摘でございますが、確かにいろいろ考えてみますと、例えば現在行っているおもいきり探検隊、これを、川場学園になったことによって、今まで小学校だけだったんですが、後期課程まで、9年生まで幅を広げるというようなことも取り組もうとしておりますが、そこに例えば高校生、今度ジュニアリーダーとして参加を募集するというようなことも考えられるかと思います。いずれにしても、いろんな機会に、今度、川場学園の後輩たちを指導する立場で参加してもらえないかという形で呼びかけができないかどうか、今後何かできるかという点も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ご答弁ありがとうございました。

先ほどの提案、大変結構だと思いますので、ぜひこれが実現するようご尽力いただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問は終わります。

○議長（小菅秋雄君） 以上で6番宮内議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。再開は10時15分から。

午前 9時58分休憩

午前10時15分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第27号 川場村行政手続条例の一部を改正する条例

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、議案第27号 川場村行政手続条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第27号 川場村行政手続条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては、デジタル規制改革一括法により、行政手続法の聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、インターネットによる公表を前提とした改正が行われたことから、川場村行政手続条例においても同様に「聴聞の通知の方法」について川場村行政手続条例の一部を改正するため、提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号 川場村行政手続条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第28号 川場村火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第28号 川場村火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第28号 川場村火入れに関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

関係法令の一部改正による字句の修正を本条例に反映させるため、川場村火入れに関する条例の一部を改正するため、提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２８号 川場村火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第２９号 川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第７、議案第２９号 川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第２９号 川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

近年の単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、村有住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難になることが懸念されるところ、保証人を確保できないために村有住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、保証人に関する規定を削除するものであります。

国の公営住宅管理標準条例に基づき、入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除し、緊急時の連絡先の提出を新たに記載いたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。丸山議員。

〔７番 丸山敏雄君発言〕

○７番（丸山敏雄君） これは料金が未納になった場合、この緊急連絡人が支払うということでしょうか。

○議長（小菅秋雄君）　むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長　小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君）　緊急連絡人は金額等を徴収するようなそういったものではございません。連帯保証人のときには、家賃などが徴収できない場合にはお願いしておりましたが、緊急連絡先はあくまで、連絡がつかない場合、災害があった場合、そういった場合に連絡を取るための連絡人ということで今回の変更でございます。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君）　丸山議員。

〔7番　丸山敏雄君発言〕

○7番（丸山敏雄君）　そうしますと、未納の場合は村が代わって払うんですか。

○議長（小菅秋雄君）　むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長　小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君）　まずは督促状で督促をいたします。それから、どうしても支払えないという場合には料金を減免するような規定もございます。それから、督促状で督促してどうしても料金を払わない、3か月たっても払わないというような場合であると、これは極論になりますが、法に基づき退去のお願いを出すというような形です。

信用保証協会などもありますので、そういったところに連絡して、払えない場合にはそこを通じてお金を借りるですとか、そういったこともございますので、いろんな面からその辺は当たっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　丸山議員。

〔7番　丸山敏雄君発言〕

○7番（丸山敏雄君）　ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号　川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 30 号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 8、議案第 30 号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 30 号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村ライスセンターの指定管理者制度では、利用料金制を適用しております。本条例の利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定により、定めた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を受けて定めるものとするところとされているところであります。

川場村ライスセンターが指定管理となった平成 27 年 4 月 1 日以降、消費税増税等の理由によって令和 3 年 3 月に料金改正が一度行われたところでありますが、昨今の社会情勢による物価高騰に柔軟な対応ができるよう、このたび、乾燥調整施設の利用料金を玄米 30 キログラム当たり 1,400 円から 1,600 円に料金改定するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 30 号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 31 号 令和 8 年度川場村一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 9、議案第 31 号 令和 8 年度川場村一般会計補正予算（第 1 号）に

ついでにこの件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第31号 令和8年度川場村一般会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ911万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,128万9,000円とするものであります。

歳入は、地方交付税28万9,000円、国庫支出金17万4,000円、県支出金865万4,000円をそれぞれ追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、各款において、人事異動に伴う、職員給料及び職員手当、期末手当・勤勉手当等が増額・減額となっております。ここでは人件費以外のものについてご説明いたします。

第2款総務費では211万5,000円を追加計上いたしました。庁舎修繕工事請負費260万円、防災倉庫前敷地内給排水設備等改修工事150万円、地域おこし協力隊起業支援補助金200万円などを追加計上しております。

第3款民生費は594万1,000円を追加計上いたしました。デイサービスセンターの（全身機械浴槽）施設備品購入費850万5,000円、障害福祉システム改修委託料35万円などの追加計上であります。

第4款衛生費は33万8,000円を追加計上いたしました。健康情報システム改修委託料、病院群輪番制運営費負担金、利根沼田広域市町村圏振興整備組合清掃費負担金325万3,000円などの追加計上であります。

第6款農林水産業費は325万2,000円を減額計上いたしました。群馬県環境負荷低減・資源循環型農業推進モデル事業72万5,000円、農道及び用排水路等補修工事請負費200万円などであります。

第7款商工費は97万4,000円を減額計上いたしました。職員の配置変更による人件費の減額、川場まつり会場設備借上料50万円の増額であります。

第8款土木費は351万3,000円を追加計上いたしました。村営住宅修繕料100万円などあります。

第10款教育費は134万8,000円を追加計上いたしました。調理場空調機器設置工事180万円、文化会館自主事業開催委託料80万円などあります。

以上、概要を説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明いたします。

○議長（小菅秋雄君）　ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君）　それでは、令和８年度川場村一般会計補正予算（第１号）の細部説明をいたします。

令和８年度川場村一般会計補正予算（第１号）では、歳入歳出それぞれ９１１万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億１，１２８万９，０００円とするものです。

４ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入でございます。

補正前の歳入合計は３２億２１７万２，０００円で、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は９１１万７，０００円で、歳入合計を３２億１，１２８万９，０００円とするものです。

５ページをご覧ください。

歳出でございます。

補正前の歳出合計は３２億２１７万２，０００円で、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は９１１万７，０００円で、歳出合計は３２億１，１２８万９，０００円とするものです。

補正額の財源内訳ですが、国庫支出金が８８２万８，０００円で、一般財源が２８万９，０００円でございます。

６ページをご覧ください。

歳入の細部説明になります。

１０款１項１目地方交付税１節地方交付税ですが、２８万９，０００円でございます。

１４款２項２目民生費国庫補助金１節身体障害者福祉費補助金、地域生活支援事業等補助金、これはシステム改修費でございまして、２分の１の補助がございまして、９万２，０００円でございます。

１５款２項４目農林水産業費県補助金１節農業費補助金、群馬県環境負荷低減・資源循環型農業推進モデル事業費補助金でございまして、中野の方１件でございまして、乗用草刈り機でございまして、２分の１の補助がございまして、７２万５，０００円でございます。

６目教育費県補助金５節給食費補助金、市町村給食費負担軽減補助金、前期課程、１年生から６年生の対象となります１３４人に５，２００円の補助が出まして、１１か月分でございます。７６６万４，０００円でございます。６節保健体育費補助金、運動部活動の地域展開等推進事業補助金でございまして、事業費が３９万６，３５０円となりまして、県が３分の２、村が３分の１となりまして、２６万４，０００円でございます。

８ページをご覧ください。

歳出の細部説明になります。

２款１項１目一般管理費１８節負担金補助及び交付金、中型自動車免許教習補助金、２名分でご

います。60万円でございます。

3目財産管理費10節需用費、防犯カメラ消耗品でございますが、防犯カメラ用の記録媒体の購入でありまして、SDカードでございます。2万9,000円でございます。機械器具の修繕費、その下でございますが、旧中学校施設機械器具の修繕費といたしまして、消防点検で指摘されました器具、消火器、蓄電池、感知器等の取替えを行います。13万4,000円でございます。12節委託費、村内防犯カメラ点検委託でございます。10か所を予定しております。28万8,000円でございます。14節工事請負費、庁舎修繕工事請負費でございます。保証期間が切れまして、また公有保険の対象外でございます庁舎の修繕工事となります。連絡通路の関連の修繕の工事等でございます。260万円。防災倉庫前敷地内給排水設備等改修工事150万円でございます。

9目地域づくり事業費18節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援補助金でございます。国の要綱が一部改正になりまして、200万円でございます。

12ページをご覧ください。

3款1項3目老人福祉費17節備品購入費、施設備品、デイサービスセンターの備品購入費となります。850万5,000円でございます。

14ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金、利根沼田広域市町村圏振興組合負担金で、病院群輪番制運営費負担金となります。沼田病院の廃止に伴いまして各病院への振り分けを行った結果、負担金の増額となっております。7万1,000円でございます。

15ページをご覧ください。

4款2項1目清掃総務費18節負担金補助及び交付金、清掃費負担金325万3,000円でございます。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、群馬県環境負荷低減・資源循環型農業推進モデル事業、先ほど申し上げましたが、中野の方1件で乗用草刈り機になります。72万5,000円でございます。

16ページをご覧ください。

6款1項5目農地費14節工事請負費、農道及び用排水路等修繕工事請負費になります。区長等の要望に対応するためのものです。現在20件をいただいております、緊急性の高いところから精査をして行っていく予定となっております。200万円でございます。

17ページをご覧ください。

6款2項1目林業総務費18節負担金補助及び交付金、川場村緊急柿の木等伐採事業費補助金でございます。上限が5万円ございまして、10件を予定しております。50万円でございます。

2目林業振興費10節需用費、機械器具の修繕でありますけれども、林業関係機械器具修繕費となります。竹及び枝の粉碎機の修繕費でございます。25万1,000円でございます。

18ページをご覧ください。

7款1項2目観光費13節使用料及び賃借料、川場まつり会場設備借上料でございます。縁組協定45周年に伴うリースの増加やリース代の値上げ等によりまして、50万円でございます。

19ページをご覧ください。

8款5項1目住宅管理費10節需用費、村営住宅修繕料、2棟分の修繕でございます。建物、設備等の老朽化による修繕となります。100万円でございます。

20ページをご覧ください。

10款2項3目調理場費14節工事請負費、調理場空調機器設置工事、調理場が多湿のため、業務用の空調の機器となります。180万円でございます。

21ページをご覧ください。

10款4項2目文化会館費12節委託料、自主事業開催委託料でございます。「二宮金次郎」上映のための委託料80万円でございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 6ページ、歳入、県支出金の目は教育費補助金でございます。節は5の給食費補助金766万4,000円なんですけれども、関連しまして21ページの歳出が絡んでくるわけでございますが、歳出が2,129万9,000円のところ、歳入が766万4,000円というふうに歳入でございますけれども、教育費の無償化とかそういったことが非常に強く言われておりまして、今般補正で計上されたわけなんですけれども、この766万4,000円というのは、2,129万9,000円経費がかかるのに、どういうものが該当して補助の対象になっているのかということを教えてもらいたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 安藤秀昭君発言〕

○教育委員会事務局長（安藤秀昭君） こちらの歳入分でございますが、766万4,000円、先ほど総務課長からお話がありましたように、川場学園の1年生から6年生の134名分の給食費ということで、今回、県補助金として歳入があります。当初ですと村費で計上させていただいたところ、今回、県の補助が交付決定が下りましたので、こちらのほうで受けさせていただくということです。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 11か月分というふうに説明もございました。それで、766万4,000円というのは、補助に該当するものは、2,100万円かかるわけですが、どうしても、どういうものが補助の対象になっているかということなんです。全てが、2,129万9,000円がかかるわけですが、どうしても、どういうものが補助の対象になっているかということを教えてください。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答え申し上げます。

川場におきましては、既に川場学園1年生から9年生までの給食費については無料にしております。今般、国のほうがですね、小中学校の給食費無料化で全国の市町村会等々が要望している中で、国は予算によって、小学生分のものだけ国のほうがこの金額、5,400円という一定金額でありますけれども、補助をしてくれるということでありまして、村で計上しているその分だけが収入が入ってくるわけですから軽減をされるということでありまして、これはもう国がですね、一定の5,400円、1人当たり5,400円という取決めの中での人数割でありまして、これは村側からどうのこうのと言える金額ではございませんので、全国一律、小学生分の掛ける5,400円分が今回一律に国から来るということで、今回補正の計上をさせていただいたということでありまして、川場は保護者からもう1年生から9年生まで給食費を徴収していることではありません。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 明確に説明していただきまして理解できました。終わります。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） 8ページでございます。

まず、18節の負担金補助及び交付金のところの中型自動車免許教習補助金、免許証を取得するための補助金ですが、多分職員の方に免許を取っていただくんだと思うんですが、近年、白タク、白バスの問題が浮上しておりますけれども、職員がこれにどういう。村はバスを保有していないですね、現在。これは多分運転するとすればレンタカーだと思うんですが、それらに抵触しないのかどうか、この予算が適正なのかどうかお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） 宮内議員の質問にお答えいたします。

まず、今回、4月1日で異動、配置替えをさせていただきました。それで、教育委員会の職員で学

園のバスを朝と夕に送迎をさせていただくのに、免許がない職員がおりまして、その方にですね、今運転している方がもしできないときの代替えといたしましてその方を取っていただくのと、また、役場内の職員でも取っていただかないと業務が回らないという課が、田園整備課とか、名前を出しますけれども、むらづくり振興課とかありますので、そこの職員に対して行いたいと思っております。白タクとかというのはまだ考えておりませんでしたので、一応、役場の職員2名を取らせるという補助金でございます。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ありがとうございます。以前も村でバスを持っているときに、白バス何だという関係でいろいろ追及されたこともありますので、その辺については十分ご配慮いただいております。

続いて申し訳ないんですけども、同じく8ページの14節の工事請負費でございます。旧庁舎前の石碑の移転工事ですけども、この予算の内容について、移転先がもし決まっているのであれば、予算と直接関係ないですけども、予算の内容としてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答え申し上げます。

これについては、旧役場の玄関の右側にある大きい石碑でございますが、横坂太一村長のときに設置をしたものでございまして、今回、役場庁舎を解体に伴ってそれを移転しようということでございますが、移転先については、同じ敷地内ではありますが、旧村長室の前の池があったと思うんですが、その手前の道路側にこの石碑は移転をする予定でございます。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ありがとうございます。

それからもう1点、すみません。同じ工事請負費の中で、防災倉庫前の敷地内給排水設備等の改修工事150万円でございます。過日の全員協議会でも説明いただいたんですけども、150万円村が投資して、その後の運営する会社との契約内容というか、それは今現在どのようになっているのかお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

先般の全協で説明をさせていただきましたが、詳細についてまだ細かいところを説明はいたしませ

んでしたので、付け加えて説明させていただきますが、今現在、設置をする方向で進めておりますが、正式にまだ最終的な詰めは行っておりません。

そういう中で、ご指摘いただきましたように、こういった村の税金を投入をする、ふるさと納税等も、企業版ふるさと納税もいただいて設置をする予定でございますが、村の税金も使用しなければならないということでもありますので、そこを踏まえ、ご意見を真摯に受け止めまして、もう少し設置業者と協議をいたしまして、これについては、この前も申しましたように子育て世代の人たちの要望等もあり、また、災害があったときにやはり川場村役場庁舎は災害の拠点ということにもなっておりますので、災害時には業者のほうは無料にて開放もいただくことも詰めておりますので、そういったところを含めて、最小限の費用で最大の効果が得られて、加えて村民皆様方に理解が得られるようこれから協議を進めて、そしてその上での設置ということを考えておりますので、また議員の皆様にもそういったところでは説明を申し上げたいということでもありますので、かかる費用については今回計上させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） 行政がやることなので費用対効果を求められるのは当然ですので、その辺について十分念頭に置いてやっていただければと思います。

続きまして、17ページの需用費のところですがけれども、機械器具修繕費の林業関係機械器具修繕費25万1,000円ですがけれども、この機械そのものの所有はどこの所有の機械、村でお持ちの機械なのかどうか、それをお伺いしたいのと、続けて、20ページの教育費の工事請負費の空調機器設置工事ですか。これは新設なのか、それとも現在あるものが不具合が生じていて交換するのか、説明がなかったので、それについても説明をお願いいたします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） この粉碎機、カルイチップーと呼ばれるものですが、村の所有でございます。当時2台買って、貸出要綱をつくって貸出しをしているというものでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 安藤秀昭君発言〕

○教育委員会事務局長（安藤秀昭君） 調理場費の工事請負費、調理場のエアコンの空調機器設置工事でございますが、今回、新設でコンテナ室と研修室にそれぞれ1基ずつ設置する予定です。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔6 番 宮内好美君発言〕

○6 番（宮内好美君） ありがとうございます。

ただいまの教育委員会の関係は、設置するのは分かるんですけども、今までないものを新たに設置するということなんですね。要するに調理場には今まで空調がなかったということによろしいですね。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 安藤秀昭君発言〕

○教育委員会事務局長（安藤秀昭君） 調理場といいましても広うございまして、コンテナ室と研修室には今までなかったということで、新たに新設で設置する予定です。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔6 番 宮内好美君発言〕

○6 番（宮内好美君） ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） 8 ページをお願いいたします。

財産管理費の役務費 5 万 7 千 0 百 0 円、公金取扱手数料、公金収納導入支援手数料と、この内容についてご説明をお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） すみません。時間かかって申し訳ありません。千木良議員の質問にお答えいたします。

公金手数料、これですけれども、農協の口座振替の伝送手数料が月 1 万 1 千 0 百 0 円の 1 2 か月分と、公金の納付導入の支援手数料ということで、データ連携をして、そのサービス導入支援費といたしまして 4 万 4 千 0 百 円ということになっております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） 支援手数料って毎回かかっているわけなんですか。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） 公金振替に対して、今まで無料とか低価格で実施をしていたのが現状でございます。これからは銀行等で手数料がかかりますので、出納室のほうもできるだけ手数料が低価

格で済むような対応をしておりますので、今後はまだ増える可能性もありますが、現状はこの現状でございますので、来年はまた数字が変わると思います。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ありがとうございます。

続いて、19ページの8款5項1目の住宅管理費、村営住宅修繕料ということで、当初で50万円ほどあって、ここでまた100万円の追加ということですが、修繕の内容についてお聞かせ願えればと思います。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君） 今年度、村営住宅のA棟とC棟が退去することとなりまして、老朽化が大分進んでいるということから修繕費用が当初の見込みより多くかかるため、補正させていただくものです。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 分かる範囲で構わないんですが、150万円の修繕となりますと、どの部分を直していくのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君） 金額がかかる部分ですと、照明器具の交換という工事が約20万円ほどかかります。それから木製建具の工事7万円、それからキッチンの内装工事が約9万円と。それの2棟分ということになります。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 分かりました。ありがとうございます。

続いてもう1件なんですけれども、20ページをお願いしたいと思います。

20ページの10款2項3目の調理場費（センター費）、180万円の調理場空調機器設置工事ということで、先ほど宮内議員のほうから質問があったと思いますが、当初予算で4件ほど直すということで730万円ほど当初予算で計上しました。そのときに、点検をして、直す部分が補正予算で出ないようにしっかり見直したほうがいいというようなことでお話をした部分があるかと思いますが、もう少ししっかり全体を把握して、当初予算でしっかり計上していくのが筋かなと思いますが、いか

がでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 安藤秀昭君発言〕

○教育委員会事務局長（安藤秀昭君） 千木良議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、精査した上で実施するのが望ましいということでございます。今回、センターからの要望で2件ほど、やはり夏場の調理場が暑いということで、今回新たに2基計上させていただくような事態でございます。今後、よく精査した上で対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ありがとうございました。終わります。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） 歳出の8ページ、お願いします。

14節の工事請負費、庁舎修繕工事請負費260万円。これは具体的にどういった修繕をするのか、その場所等を教えてもらいたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） 角田議員のご質問にお答えいたします。

庁舎修繕費でございますけれども、連絡通路の天井部分が雨漏りをしておりまして、設計以上の雨が入りまして腐食をしまいいりました。また、議員さんが入られる階段の天井でございますけれども、2階のフロアから雨漏りがありまして、調査をしておるんですけれども、調査をした結果でまた金額が発生する可能性もございます。今、天井が剥がれている部分については早急にやりたいんですけれども、なかなか物資が調達できないのが現状でありまして、でき次第、その辺を修理してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） なるべく早く修繕をお願いしたいと思います。

それと、9目の地域づくり事業費、この中で負担金200万円あります。地域おこし協力隊の起業支援の補助金200万円、これは具体的にどういった200万円か教えてもらいたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） お答えいたします。

国の要綱の一部改正でございまして、今までですと、地域おこし協力隊の任期満了日の前後１年ずつでこういった起業支援を行った場合、新しい企業をつくるか、前の方の企業の引継ぎでもいいんですが、そういった場合に１００万円が合計出るといような補助金でございました。これが、任期満了日の前２年、それから後３年、後ろ３年、合わせて合計５年のうちに２００万円出るといものでございます。

その理由ですけれども、今までは起業支援ということで備品等の補助ということが多かったんですが、なかなかうまくいっている人が少ないもので、従業員の育成や能力開発に関わる経費だったり、新商品開発、新技術の導入に関する経費だったりといようなものが３年間にわたってつくといような、そういった起業の支援を含むとい意味での増額といことだと捉えられると思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

〔４番 角田文雄君発言〕

○４番（角田文雄君） 地域おこし協力隊、これは今、川場村で何名いるんですか。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 今現在はゼロ人といこととございますが、この交付金の対象となる地域おこし協力隊は２名おります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

〔４番 角田文雄君発言〕

○４番（角田文雄君） はい、分かりました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。栗原議員。

〔１番 栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君） 角田議員と重なりますけれども、８ページの１４節工事請負費の庁舎修繕工事請負費２６０万円。これについては、先ほど総務課長の説明がありましたけれども、通路天井部分の軒天の雨漏りといこととすけれども、総務課長の説明のときに保証期間が切れていましてとい説明がありましたけれども、その保証期間といのは何年が保証期間なんでしょう。一般住宅の場合は、これは法律で決まっていますけれども、住宅の品質確保の促進等に関する法律といことで、新築から１０年間は保証するとい法律ですけれども、庁舎が建って落成式が５年の１０月２９日、２年と８か月、これでもう保証が切れてしまうとい話でよろしいんでしょうか、伺います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） この260万円、今、栗原議員がお話がありましたように、工事瑕疵によって生じた損害、損傷については建築側の費用負担というのが当然あるわけではありますが、今回の事案につきましてはそういった工事の瑕疵ではありません。そういう中で、設計者、また工事請負者等々ですね、やっているわけではありますが、そういう中での工事が今回発生をしたということでありまして、多分、一般住宅に関しても、無償で10年、全部補修、保全をするということでは多分ないわけでありまして、これについても、工事の瑕疵状況で生じた損傷ではないということでございますので修繕の費用が発生するという理解でご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 公共施設ですから、一般住宅とはまた法的にも変わってくると思いますけれども、それでは、建築請負契約の契約書の中に多分、契約不適合の場合、瑕疵ですね、先ほどの、瑕疵が出た場合についてはどうなっているか、契約書でうたっていると思うんですけども、その内容的には、どちらが負担をするとか、甲乙協議の上とか、協議して納得が、お互い収まらなければ調停を起こすとか、安易に260万円村費をつけて補修するということは好ましくないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 先ほども申しましたように、今回、そのこの通路の水等の漏れでございますけれども、これは、先ほども言いましたように、工事が不適合であつたり瑕疵状況であつて状況が走ったということであれば、当然今言われた状況にあるわけではありますが、現状を見た限りそういう状況ではないということの判断で、今回そういった上での修繕ということであります。

また、先ほども言ったように、いろいろ自然災害何とかの影響によって保険等の適用になる場合は保険の適用等もありますが、今回そういう事案でもないということでもありますので、通常の事例に基づきまして、調停とかそんな状況ではありませんので、修繕を早急に行って、村民の皆様の安全、また使用者の安全を確保してまいりたいと思っております。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） もう1点ですけれども、出納室側の入り口、雪が落ちて、雪災というんですか、玄関の屋根が落ちたと思うんですけども、現在もそのままですけれども、これについては保険適用にはならないのでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） 出納室前の入り口でございますけれども、私の指示が失念しております。今、手続を行って、保険の適用するかしないかを今保険会社に頼んでおります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1 番 栗原達也君発言〕

○1 番（栗原達也君） というのは、それでは260万円は、その2階に上がってくる部分の軒天が漏れている、それだけの260万円の計上ということでよろしいんですか。それとも玄関も含まれて260万円なんですか。どちらなんですか。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） すみません。出納室の入り口につきましてはもう工事が完了しております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1 番 栗原達也君発言〕

○1 番（栗原達也君） 工事が完了したということは、支出はどこから出ていたんでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） 令和8年度の14節の工事請負費から支出をしております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1 番 栗原達也君発言〕

○1 番（栗原達也君） では、もう当初から、8年度当初から補修をするというので金額的に上がっていた。それで直した。ただ、保険業者には請求をしていない。それで、保険業者のほうで該当になったという場合は、また繰り入れてそこから工事費を減するというお話なんですか。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） そちらのつり天井のほうにつきましては、令和7年度の工事をさせていただきました。令和8年度の160万円は別物でございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1 番 栗原達也君発言〕

○1 番（栗原達也君） その160万円というのはどこから出てきたんですか。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） すみません。今年度の260万円でございます、は別で工事を、雨漏りの工事をいたします。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1 番 栗原達也君発言〕

○1 番（栗原達也君） じゃ今回の260万円はそこの軒天の工事ということでよろしいんですね。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） はい、そのとおりでございます。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1 番 栗原達也君発言〕

○1 番（栗原達也君） はい、結構です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号 令和8年度川場村一般会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第32号 令和8年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第32号 令和8年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第32号 令和8年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,385万1,000円とするものであります。

歳入については、事務費繰入金34万4,000円を増額するものであります。

次に、歳出であります。総務費の一般管理費を34万4,000円増額し、収納管理システム等の改修を行うものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号 令和8年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、6月6日から6月11日まで休会とし、6月12日は、議事の都合上、午後1時30分から本会議を開催したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、6月6日から6月11日まで休会とし、6月12日は午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時23分散会